女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料					
資料番号	02-補-E-01-0100-6-1 改 <mark>3</mark>				
提出年月日	2023 年 <mark>6</mark> 月 <mark>9</mark> 日				
【凡例】	: 前回ヒアリング資料からの変更箇所				

補足-100-6-1 残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について



東北電力株式会社

残留熱除去系主要弁の弁体修理工事について

1. 目的

2015年に実施した安全維持点検において,残留熱除去系主要弁(E11-F004A,B(RHR LPCI注 入隔離弁))の分解点検時の弁のすり合わせ等の手入れに伴う弁体の下降を確認した。

当該の弁体は,運開後長期使用の弁体となり,これまでの点検(点検周期 52M)により徐々に弁体の 厚みが減少したものである。

以上を踏まえ,設備不具合ではないものの,今後の運転に万全を期すために,弁体を取替するもので ある。

2. 概要

本工事は、弁体を同仕様のものに取替る。

なお、本工事に係る設工認記載事項は、添付資料の通りであり、材質変更を行わないことから、変更 後の記載としては、変更前に同じとなるものである。(添付資料 1~4 参照)。

(1) 材料--弁体 SCPH2

3. 工事の必要性

これまでの点検(点検周期 52M)により徐々に弁体の厚みが減少しており、今後の点検によりシート 機能維持が困難になるおそれがあることから、早期に工事を実施し、弁体を取替る必要がある。

4. 設工認手続きについて

本工事は、既設の E11-F004A, B の弁体を同仕様のものと取替る工事であり、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第一下欄に係る工事(残留熱除去設備(原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。)の弁の修理)に該当することから、「核燃料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の9第2項に基づき、設計及び工事の計画の変更認可申請を行うものである。

5. 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理について

設計及び工事の計画の変更認可申請を行うにあたり,技術基準規則の条文ごとに,該当する適合性確認の要否を整理した結果を添付資料5に示す。

6. 添付すべき資料の整理

本手続きによる設計及び工事の計画変更認可申請書に添付すべき書類は,「実用発電用原子炉の設置、 運転等に関する規則」の別表第二の上欄に記載される種類に応じて,下欄に記載される添付書類を添付 する必要がある。

ただし,別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」との規定が あるため,添付書類の要否を検討した。検討結果を添付資料 6,7 に示す。

以上

- 添付資料1:E11-F004A,Bの要目表(今回変更認可申請資料)
- 添付資料2:E11-F004A,Bの構造図(今回変更認可申請資料)
- 添付資料3:残留熱除去系の系統図(今回変更認可申請資料)
- 添付資料4:機器の配置を明示した図面(今回変更認可申請資料)
- 添付資料5:設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果
- 添付資料6:設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における 添付の要否の検討結果
- 添付資料7:設計及び工事計画変更認可申請書において要求される添付書類の変更有無について (残留熱除去系主要弁)

参考資料1:低圧注水モードおよび停止時冷却モードの流路説明資料

添付資料1:E11-F004A,Bの要目表(今回変更認可申請資料)

変 更 前				変更後				
名				E11-F004A, B, C		E11-F004A, B	E11-F004C	
種	類	-		止め弁				
最	高使用圧力	MPa		8. 62				
最	高使用温度	°C		302				
+	呼び径	-		250A		10 TO 10		
主要寸	弁箱厚さ	mm				変更なし		
注	弁ふた厚さ	mm				■ 手続き対象		
	弁 箱	-		SCPH2		于凡己不过家		
材	弁ふた	-		SCPH2		¥		
料	弁 体	-		SCPH2		変更前に同じ	 変更なし	
駆	動方法	-		電気作動			変更なし	
個	数	-		3				
取	系 統 名 (ライン名)		E11-F004A 残留熟除去系A系	E11-F004B 残留熟除去来B系	E11-F004C 残留熟除去系C系			
付箇	設置床		原子炉建屋 0.P.11.50m	原子炉建屋 0, P, 11.50m	原子·炉建量 0. P. 11, 50m	変更なし		
所	溢水防護上の 区 画 番 号	-	R-MB1F-1	R-MB1F-3	R-MB1F-3			
	溢水防護上の配慮 が 必要な高さ	-	床上0.00m以上	床上0.53m以上	床上0.53m以上			

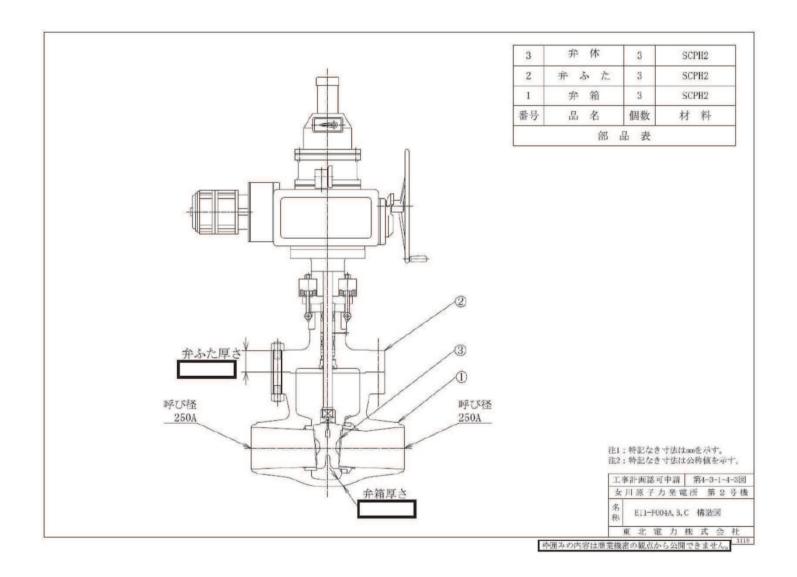
02 変二 II R1

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

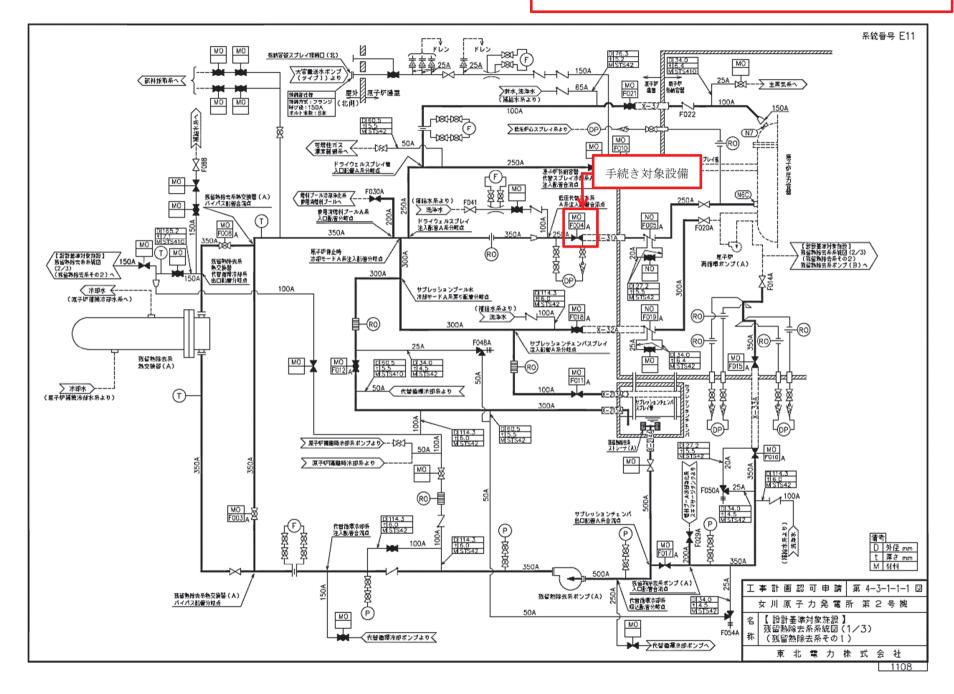
3-5-1-10

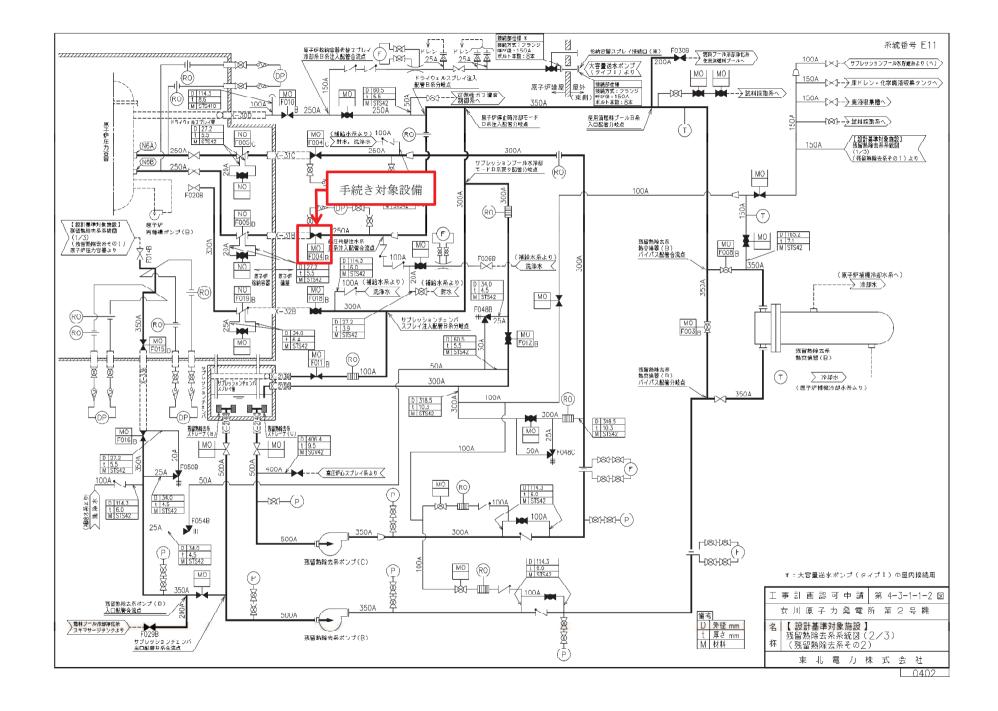
ω

添付資料2:E11-F004A,Bの構造図(今回変更認可申請資料)

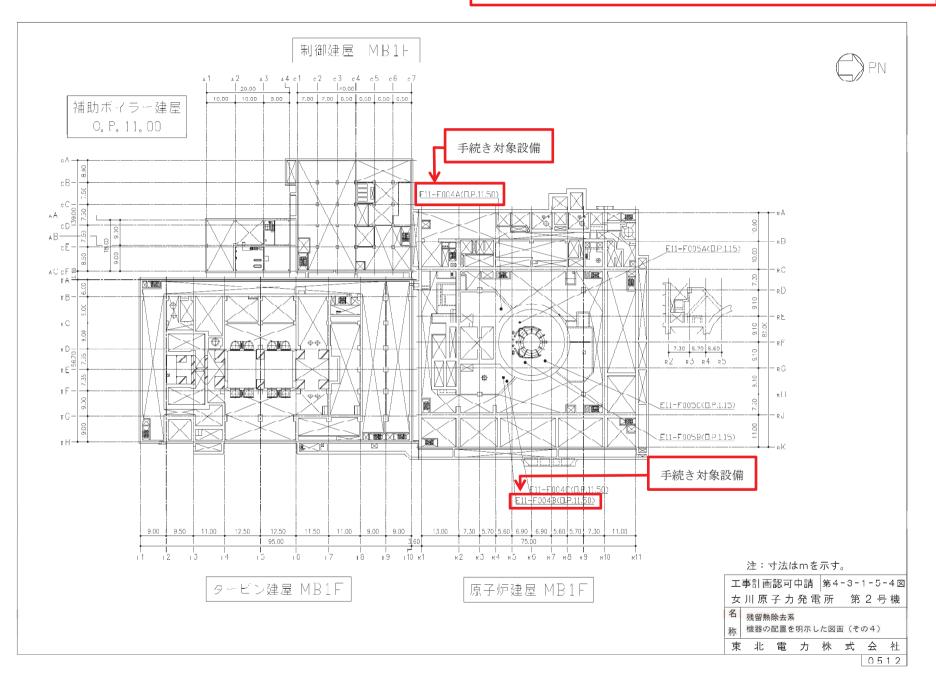


添付資料3:残留熱除去系の系統図(今回変更認可申請資料)





添付資料4:機器の配置を明示した図面(今回変更認可申請資料)



~1

【凡例】〇:適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文

△:適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文

∠ .		- 1
× : :	適用を受けない条文	

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第4条	 本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが,設計基準対象施設の地盤については,令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可 された設計及び工事の計画(以下,「既工事計画」という)において適合性が確認されており、本工事は 当該設備の設置場所,自重及び運転時の荷重の変更を伴うものではないため,審査対象条文とはならない。 		-	
第5条	地震による損傷の防止 の 本設備は、耐震重要度分類Sクラス機器の評価範囲にあり、それに応じた地震力に耐えうる設計であることの確認が必要であり、本条文に適合していることの確認が必要であるため、審査対象条文となる。耐震重要度分類Sクラスの地震力に耐えうる設計であることを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。		・基本設計方針 ・耐震性に関する説明書	
第6条	津波による損傷の防止	Δ	本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが,津波による損傷の防止については,既工事計画において適合性が確認されており,本工事において既 工事計画から設計内容に変更はなく, <mark>当該設備の</mark> 設置場所の変更設計や津波防護施設の変更を行うものではなく,津波による損傷の防止に係る設計 <mark>に対して影響を</mark> 及ぼすものではないため,審査対象条文とならない。	-
第7条	外部からの衝撃による損傷の防 止	外部からの衝撃による損傷の防 本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、外部からの衝撃による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本工事		-
第8条	立入りの防止	\bigtriangleup	工場等に係る要求であることから,適用条文となるが,立ち入りの防止については,工場,事業所(発電所)に対する要求であり,既工事計画において適合性が確認されており,本申請は,立ち入りの防止が図られた区域内に設置されている設備の工事であり,既設計に影響を与えるものではないことから,審査対象条文とならない。	-
第9条	発電用原子炉施設への人の不 法な侵入等の防止		工場等に係る要求であることから,適用条文となるが,発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については,工場,事業所(発電所)に対する要求であり, 既工事計画において適合性が確認されており,本申請は,人の不法な侵入・不正アクセス等の防止が図られた区域内に設置されている設備の工事であり,既設計に影響 を与えるものではないことから,審査対象条文とならない。	-
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから,適用条文とはならない。	-
第11条	火災による損傷の防止		本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが,火災による損傷の防止については,既工事計画において適合性が確認されており,本工事は既工事 計画から変更を伴わない同材料への弁体取替であり、 当該設備の設置場所や 既工事計画の火災影響評価及び火災防護設備の変更を行うものではなく,火災による損 傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため,審査対象条文とならない。	-
第12条	発電用原子炉施設内における 溢水等による損傷の防止	\bigtriangleup	本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが, 溢水による損傷の防止については,既工事計画において適合性が確認されており,本工事は同仕様 への弁体の取替であり,(当該設備の設置場所や既工事計画の溢水評価及び浸水防護設備の変更を行うものではなく,発電用原子炉施設内における溢水等による損傷) の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため,審査対象条文とならない。	-
第13条	安全避難通路等		本設備は,発電用原子炉設備であることから,適用条文となるが,安全避難通路等については,既工事計画において適合性が確認されており,本手続きにおいて既工 事計画から要目表の記載の変更をするものの, <mark>当該設備の</mark> 設置場所の変更や安全避難通路等に係る設計の変更を行うものではなく,安全避難通路等に係る設計に <mark>対</mark> して影響を及ぼすものではないにめ,審査対象条文とならない。	-
第14条	安全設備	0	本設備は、技術基準規則第2条第2項第9号ハに掲げる安全設備であり、弁体の取替に伴い通常運転時、運転時の異常な過度変化及び設計基準事故等におい て、必要な機能が、発揮できることを確認する必要があるため、審査対象条文となる。必要な機能を発揮することを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合している と判断した。	・基本設計方針 ・安全設備及び重大事故等対処設備が使 用される条件の下における健全性に関する 説明書
第15条	設計基準対象施設の機能	0	本設備は設計基準対象施設であり、設計基準対象施設の機能として、保守点検を含めた試験・検査性(技術基準規則第15条第2項)及び共用(技術基準規則 第15条第5項)について、適合性の確認が必要であり、審査対象条文となる。悪影響防止及び保守点検を含めた試験・検査性が確保されている設計であることを、右 記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。 なお、設計基準対象施設の機能のうち内部発生飛散物による影響(技術基準規則第15条第4項)について、本設備は防護対象となるため適用項となるが、既工事 計画において適合性が確認されており、本工事において既工事計画から内部発生飛散物による影響に係る設計内容に変更はなく、当該設備の設置場所の変更や内部 発生飛散物による影響に係る防護措置の変更を行うものではなく、内部発生飛散物による影響に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象項とはなら ない。	・基本設計方針 ・安全設備及び重大事故等対処設備が使 用される条件の下における健全性に関する 説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×	本設備は、全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	_

×:適用を受けない条文

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第17条	材料及び構造 本設備は、クラス1機器として必要な機械的強度等を有していることの確認が必要であるため、審査対象条文となる。クラス1機器として、必要な機械的強度等を有していることの確認が必要であるため、審査対象条文となる。クラス1機器として、必要な機械的強度等を有していることの確認が必要であるため、審査対象条文となる。クラス1機器として、必要な機械的強度等を有して いることを、右記の申請書類で確認し、本条文の規定に適合していると判断した。		・基本設計方針 ・強度に関する説明書 ・クラス1機器及び炉心支持構造物の応力 腐食割れに関する説明書	
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防 止		本設備は, クラス1機器であり適用条文となるが, 使用中の亀裂等による破壊の防止については, 維持段階での要求であるため, 設計段階においては審査対象条文とな らない。	-
第19条	流体振動等による損傷の防止	×	本設備は,一次冷却系統 <mark>(炉心を直接冷却する冷却材が循環する回路)に該当しないため適用条文とはならない。</mark>	-
第20条	安全弁等	×	本設備に <mark>安全弁等が含まれないため</mark> , 適用条文とはならない。	-
第21条	耐圧試験等	Δ	本設備は, クラス1機器であり適用条文となるが, 耐圧試験等については, 検査段階での要求であり, 設計段階において審査対象条文とならない。	-
第22条	監視試験片	×	本設備は, <mark>原子炉圧力容器では</mark> ないことから, 適用条文とはならない。	-
第23条	炉心等	×	本設備は、炉心等に該当しないことから、適用条文とはならない。	-
第24条	熱遮蔽材	×	本設備は、熱遮蔽材に該当しないことから、適用条文とはならない。	-
第25条	一次冷却材	×	本設備は,一次冷却材に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設 備	×	本設備は、燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	-
第27条	原子炉冷却材圧カバウンダリ	0	本設備は,原子炉冷却材圧カバウンダリを構成する機器であるため,審査対象条文となる。原子炉冷却材圧カバウンダリとして求められる機能を有していることを,右記の 申請書類で確認し,本条文の規定に適合していると判断した。	 基本設計方針 ・強度に関する説明書 ・設備別記載事項のうち,容量等の設定 根拠に関する説明書
第28条	原子炉冷却材圧カバウンダリの 隔離装置等	0	本設備は,原子炉冷却材圧カバウンダリの隔離装置等に該当するため審査対象条文となる。原子炉冷却材圧カバウンダリの隔離機能として求められる機能を有しているこ とを,右記の申請書類で確認し,本条文の規定に適合していると判断した。	・基本設計方針 ・設備別記載事項のうち, 容量等の設定 根拠に関する説明書
第29条	一次冷却材処理装置	×	本設備は、一次冷却材処理装置に該当しないことから、適用条文とはならない。	-
第30条	逆止め弁	×	本設備は,放射性物質を含まない流体を導く管への逆止め弁に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第31条	蒸気タービン	×	本設備は,蒸気タービンに該当しないことから,適用条文とはならない。	_

×	:	適用を受けない条文

	技術基準条文 適用要		理由	適合性を確認するための申請書類
第32条	非常用炉心冷却設備	0	本設備は,非常用炉心冷却設備に該当するため審査対象条文となる。同非常用炉心冷却設備として求められる機能を有することを,右記の申請書類で確認し,本条 文の規定に適合していると判断した。	・基本設計方針 ・設備別記載事項のうち, 容量等の設定 根拠に関する説明書
第33条	循環設備等	×	本設備は,(<mark>残留熱除去系に要求されている「原子炉停止時に原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる設備」に該当しないことから適用条文とは</mark> ならない。	-
第34条	計測装置	×	本設備は,計測装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第35条	安全保護装置	×	本設備は、安全保護装置に該当しないことから、適用条文とはならない。	-
第36条	反応度制御系統及び原子炉停 止系統	×	本設備は、反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないことから、適用条文とはならない。	-
第37条	制御材駆動装置	×	本設備は、制御材駆動装置に該当しないことから、適用条文とはならない。	_
第38条	原子炉制御室等	×	本設備は,原子炉制御室等に該当せず,また技術基準規則第38条第2項の操作性について,本設備は中央制御室で操作する機器であるものの,本要求は原子炉 制御室内の警報装置、機械器具を操作する装置及び機械器具の動作状況を表示する装置(ポンプの起動・停止状態,弁の開閉状態)に対する要求であり,本設備 への要求ではないため適用条文とはならない。	_
第39条	廃棄物処理設備等	×	本設備は,廃棄物処理設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	本設備は,廃棄物貯蔵設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	本設備は,放射性物質による汚染の防止に <mark>係る設備に</mark> 該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第42条	生体遮蔽等	×	本設備は,生体遮蔽等に <mark>係る設備</mark> に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第43条	換気設備	×	本設備は、換気設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	-
第44条	原子炉格納施設	0	本設備は,「原子炉格納施設のうち原子炉格納容器隔離弁に該当するため,技術基準規則第44条第1項第2号について審査対象条文となる。原子炉格納容器隔離 弁として求められる機能を有することを,右記の申請書類で確認し,本条文の規定に適合していると判断した。	・基本設計方針 ・設備別記載事項のうち, 容量等の設定 根拠に関する説明書
第45条	保安電源設備	×	本設備は、保安電源設備に該当しないことから、適用条文とはならない。	_
第46条	緊急時対策所	×	本設備は、緊急時対策所に該当しないことから、適用条文とはならない。	_
第47条	警報装置等	×	本設備は,警報装置等に該当しないことから,適用条文とはならない。	_

×:適用を受けない条文

	技術基準条文 適用要否判断 理由		適合性を確認するための申請書類	
第48条	準用	×	本設備は,補助ボイラ,ガスタービン,内燃機関又は電気設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第49条	重大事故等対処施設の地盤	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	-
第50条	地震による損傷の防止	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	-
第51条	津波による損傷の防止	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	_
第52条	火災による損傷の防止	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	-
第53条	特定重大事故等対処施設	×	本設備は,特定重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第54条	重大事故等対処設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	-
第55条	材料及び構造	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	_
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防 止	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	_
第57条	安全弁等	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	_
第58条	耐圧試験等	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	_
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子 炉を未臨界にするための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	_
第60条	原子炉冷却材圧カバウンダリ高 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	_
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを 減圧するための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	_
第62条	原子炉冷却材圧カバウンダリ低 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	_
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送する ための設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	_

×:適用を受けない条文

			×:週刊を文けない朱文	
	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第64条	原子炉格納容器内の冷却等の ための設備	×		
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を 防止するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉 心を冷却するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第67条	水素爆発による原子炉格納容 器の破損を防止するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第68条	水素爆発による原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等の ための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第70条	工場等外への放射性物質の拡 散を抑制するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第71条	重大事故等時に必要となる水 源及び水の供給設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	_
第72条	電源設備	×	本設備は、重大事故等対処施設に該当しないことから、適用条文とはならない。	_
第73条	計装設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第74条	運転員が原子炉制御室にとどま るための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第75条	監視測定設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第76条	緊急時対策所	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第77条	通信連絡を行うために必要な設 備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第78条	準用	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_

設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される

添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果

	你竹青規及び本中間	添付の要否	
	実用発電用原子炉の設置,		7711-6
	運転等に関する規則	$(\bigcirc \cdot \ \times)$	理由
	別表第二 添付書類		
各発	電用原子炉施設に共通	l	1
1	送電関係一覧図	×	E11-F004A,Bの修理工事により,送電関
			係一覧図に変更を生じないため不要。
2	急傾斜地崩壊危険区域内において行う	×	女川原子力発電所において,急傾斜地崩
	制限工事に係る場合は,当該区域内の急		壊危険区域に指定された箇所はないた
	傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防		め不要。
	止に関する法律第二条第一項に規定す		
	るものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止		
	措置に関する説明書		
3	工場又は事業所の概要を明示した地形	×	E11-F004A,Bの修理工事により,工場又
	X		は事業所の概要を明示した地形図に変
			更を生じないため不要。
4	主要設備の配置の状況を明示した平面	×	E11-F004A, B の修理工事により, 主要設
	図及び断面図		備の配置の状況を明示した平面図及び
			断面図に <mark>変更は生じ</mark> ないため不要。
5	単線結線図(接地線(計器用変成器を除	×	E11-F004A,Bの修理工事により、単線結
	く。)については電線の種類,太さ及び接		線図に変更を生じないため不要。
	地の種類も併せて記載すること。)		
6	新技術の内容を十分に説明した書類	×	E11-F004A,Bの修理工事では,新技術の
			採用等を実施していないため不要。
7	発電用原子炉施設の熱精算図	×	E11-F004A,Bの修理工事により,発電用
			原子炉施設の熱精算図に変更を生じな
			いため不要。
8	熱出力計算書	X	E11-F004A,Bの修理工事により,熱出力
			計算書に変更を生じないため不要。
9	発電用原子炉の設置の許可との整合性	0	工事計画認可申請書の工事計画の内容
	に関する説明書		が、令和2年2月26日付け原規規発第
			2002261号で許可された設置許可変更許
			可申請書との整合性を確認する必要が
			ある。
10	排気中及び排水中の放射性物質の濃度	×	E11-F004A,Bの修理工事により,排気中
	に関する説明書		及び排水中の放射性物質の濃度に変更
	に因りる恥切音		【及UFF不干的放射工物員的嚴反に及义

	安田水香田西フ店の池墨	浜井の亜不	
	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	-177
	運転等に関する規則	$(\bigcirc \cdot \times)$	理由
	別表第二 添付書類		
各新	修電用原子炉施設に共通	I	
11	人が常時勤務し,又は頻繁に出入する工	×	E11-F004A,Bの修理工事により,人が常
	場又は事業所内の場所における線量に		時勤務し又は頻繁に出入する工場又は
	関する説明書		事業所内の場所における線量に変更を
			生じないため不要。
12	発電用原子炉施設の自然現象等による	×	E11-F004A,Bの修理工事により,発電用
	損傷の防止に関する説明書		原子炉施設の自然現象等による損傷の
			防止に変更を生じないため不要。
13	放射性物質により汚染するおそれがあ	×	E11-F004A,Bの修理工事により,放射性
	る管理区域(第二条第二項第四号に規定		物質により汚染するおそれがある管理
	する管理区域のうち,その場所における		区域並びにその地下に施設する排水路
	外部放射線に係る線量のみが同号の規		並びに当該排水路に施設する排水監視
	定に基づき告示する線量を超えるおそ		設備及び放射性物質を含む排水を安全
	れがある場所を除いた場所をいう。) 並		に処理する設備の配置に変更を生じな
	びにその地下に施設する排水路並びに		いため不要。
	当該排水路に施設する排水監視設備及		
	び放射性物質を含む排水を安全に処理		
	する設備の配置の概要を明示した図面		
14	取水口及び放水口に関する説明書	X	E11-F004A,Bの修理工事により,取水口
			及び放水口に変更を生じないため不要。
15	設備別記載事項のうち,容量又は注入速	0	E11-F004A,Bの修理工事に <mark>伴い,設定根</mark>
10	度,最高使用圧力,最高使用温度,個数,		加に関する説明書にて 設備別記載事項
	再結合効率,加熱面積,伝熱面積,揚程又		を確認する必要があることから添付す
	は吐出圧力,原動機の出力,外径,閉止時		
	間,漏えい率,制限流量,落下速度,駆動		
	恵度及び挿入時間, 効率, 吹出圧力, 慣性		
	定数,回転速度半減時間,慣性モーメン		
	ト,設定破裂圧力並びに設計温度の設定		
	• • • • • • • • • • • • •		
10	根拠に関する説明書		
16	環境測定装置(放射線管理用計測装置に	×	E11-F004A,B は,環境測定装置(放射線
	係るものを除く。)の構造図及び取付箇		管理用計測装置に係るものを除く。)に
	所を明示した図面		該当する設備ではないため不要。

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	$(\bigcirc \cdot \times)$	理由
	別表第二 添付書類		
各発	き電用原子炉施設に共通		
17	クラス1機器(技術基準規則第二条第二	0	E11-F004A,Bの修理工事は,弁体を同仕
	項第三十三号口に規定するクラス 1 機		様のものへ取替るものであり, クラス1
	器をいう。)及び炉心支持構造物の応力		機器の応力腐食割れ対策に関する適合
	腐食割れ対策に関する説明書(クラス 1		性を説明するため添付する。
	機器にあっては,支持構造物を含めて記		
	載すること。)		
18	安全設備(技術基準規則第二条第二項第	0	E11-F004A,Bの修理工事に <mark>伴い,安全設</mark>
	九号に規定する安全設備をいう。)及び		備が使用される条件の下における健全
	重大事故等対処設備(設置許可基準規則		<mark>性を確認する必要がある</mark> ことから添付
	第二条第二項第十四号に規定する重大		する。
	事故等対処設備をいう。)が使用される		
	条件の下における健全性に関する説明		
	書		
19	発電用原子炉施設の火災防護に関する	×	E11-F004A,Bの修理工事により,発電用
	説明書		原子炉施設の火災防護に変更を生じな
			いため不要。
20	発電用原子炉施設の溢水防護に関する	×	E11-F004A,Bの修理工事により,設置場
	説明書		所等に変更はなく, 溢水防護に変更を生
			じないため不要。
21	発電用原子炉施設の蒸気タービン,ポン	×	E11-F004A,Bの修理工事により, 蒸気タ
	プ等の損壊に伴う飛散物による損傷防		ービン、ポンプ等の破壊に伴う飛散物に
	護に関する説明書		よる損傷防護に変更を生じないため不
			要。
22	通信連絡設備に関する説明書及び取付	×	E11-F004A,Bの修理工事により,通信連
	箇所を明示した図面		絡設備に変更は生じないため不要。
23	安全避難通路に関する説明書及び安全	×	E11-F004A,Bの修理工事により,安全避
	避難通路を明示した図面		難通路に変更は生じないため不要。
24	非常用照明に関する説明書及び取付箇	×	E11-F004A,Bの修理工事により,非常用
	所を明示した図面		照明に変更は生じないため不要。

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	$(\bigcirc \cdot X)$	理由
	別表第二 添付書類		21日
F -	一————————————————————————————————————		
1	原子炉冷却系統施設に係る機器の配置	0	E11-F004A,Bの修理工事は,同仕様の弁
	を明示した図面及び系統図		体への取替であり,機器の配置及び系統
			図に変更はないが,申請対象を示すため
			添付する。
2	蒸気タービンの給水処理系統図	×	E11-F004A,B は蒸気タービンの給水処
			理系統に該当しないため不要。
3	耐震性に関する説明書(支持構造物を含	0	E11-F004A,Bの修理工事により,同仕様
	めて記載すること。)		の弁体へ取替ることから, 耐震クラスに
			応じた地震力に耐えられる設計である
			ことを評価するため添付する。
4	強度に関する説明書(支持構造物を含め	0	E11-F004A,B の修理工事により同仕様
	て記載すること。)		の弁体へ取替ることから,構造強度への
			影響を確認する必要があるため添付す
5	構造図	0	⁻ S。 E11-F004A,Bの修理工事は,同仕様の弁
5	件坦凶	\bigcirc	
			体への取替であり,機器の構造に変更は
			無いが、申請対象を明らかにするために
			添付する。
6	原子炉格納容器内の原子炉冷却材又は	\times	E11-F004A,Bは,原子炉格納容器内の原
	一次冷却材の漏えいを監視する装置の		子炉冷却材又は一次冷却材の漏えいを
	構成に関する説明書、検出器の取付箇所		監視する装置に該当しないため不要。
	を明示した図面並びに計測範囲及び警		
	報動作範囲に関する説明書		
7	蒸気発生器及び蒸気タービンの基礎に	×	E11-F004A, Bは, 蒸気タービンの基礎に
	関する説明書及びその基礎の状況を明		該当しないため不要。
	示した図面		

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	$(\bigcirc \bullet \times)$	理由
	別表第二 添付書類		H4.27
8	流体振動又は温度変動による損傷の防	×	E11-F004A,B は, <mark>技術基準規則第 19 条</mark>
0		~	
	止に関する説明書		「流体振動等による損傷の防止」で対象
			設備としている「一次冷却系統(炉心を
			直接冷却する冷却材が循環する回路)」
			に該当しないため不要。
9	非常用炉心冷却設備その他原子炉注水	×	E11-F004A,B は非常用炉心冷却設備そ
	設備のポンプの有効吸込水頭に関する		の他原子炉注水設備のポンプに該当し
	説明書		ないため不要。
10	蒸気タービンの制御方法に関する説明	×	E11-F004A,B は蒸気タービンに該当し
	書		ないため不要。
11	蒸気タービンの振動管理に関する説明	×	E11-F004A,B は蒸気タービンに該当し
	書		ないため不要。
12	蒸気タービンの冷却水の種類及び冷却	×	E11-F004A,B は蒸気タービンに該当し
	水として海水を使用しない場合は、可能		ないため不要。
	取水量を記載した書類		
13	安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書(バ	×	E11-F004A, Bは,安全弁に該当しないた
	ネ式のものに限る。)		め不要。
14	設計及び工事に係る品質マネジメント	0	E11-F004A,B の修理工事における設計
	システムに関する説明書		及び工事に係る品質管理の方法等を評
			価する必要があるため, 説明書を添付す
			3.

設計及び工事計画変更認可申請書において要求される添付書類の変更有無について

(残留熱除去系 主要弁)

			(汉田松际五尔 土女开)		
	用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	既認可からの添付書類の変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
各	発電用原子炉施設に共通	1			
1			 ・VI-1-1-1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性 	無	残留熱除去系主要弁の要目表の記載事 項は,許可の際の申請書等の記載事項 にあたらない(許可との整合性を確認す る対象ではない)ため,既認可の設計及 び工事の計画に添付した本説明書から 変更はない。 なお,当該設備に係る基本設計方針の 変更もないことから,許可との整合性 についても変更はない。
			 ・VI-1-1-1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(十一号)」 との整合性 	無	残留熱除去系主要弁の要目表の記載事 項は,設計及び工事に係る品質マネジ メントシステムの変更がないことか ら,既認可の設計及び工事の計画に添 付した本説明書から変更はない。

	用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	既認可からの添付書類の変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
各 3 2	注電用原子炉施設に共通 設備別記載事項のうち,容量又は入速度,最高使用圧力,最高使用圧力,最高使度,個数,再結合効率,加熱電位、加熱電行,個数,再結合効症,揚程又は出力,原動積,揚程又は出力,外径,閉止時間,漏えい率,制限症度の間,効率,制限流度及び挿入,間小満、動動時間,漸素下速度,駆動動速度,下速度,下速度,下速度、動動速度、一支、、、設計温度の設計温度の設計温度の設置、	27 条 28 条 32 条 44 条	 ・VI-1-1-4-3-3-1-5 設定根拠に関する説明書 (残留熱除去系 主要弁(常設)) 	有	E11-F004A,Bの修理工事は同材料の弁体への取替であるが,既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書に当該設備の記載がないことから,審査対象条文の適合性を確認するために変更する。(別紙1)
3	クラス1機器(技術工 準規則二年の 第三十三 うるクラス1機器 に う。)及び 炉 の 応 力 席 の た 力 の の 応 力 の の に 力 の の の の の の の の の の の の の の の	17 条	 ・VI-1-1-5 クラス1機器及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策 に関する説明書 	無	E11-F004A,Bの修理工事は,同材料の弁体への取替であり,応力腐食割れ発生 環境下に対する適切な耐食性を有する 材料を従来から使用していることか ら,当該説明書の変更はないため,既 認可の設計及び工事の計画に添付した 本説明書から変更はない。

	用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	既認可からの添付書類の変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
4	安全設備(技術基準規 則第二条第二項第九 号に規定する安全設 備をいう。)及び重大 事故等対処設備(設置 許可基準規則第二条 第二項第十四号に規 定する重大事故等対 処設備をいう。)が使 用される条件の下に おける健全性に関す る説明書	14 条 15 条	・VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の 下における健全性に関する説明書	無	E11-F004A, B の修理工事は同仕様の弁 体への取替であり,基本設計方針を変 更するものでなく,安全設備及び重大 事故等対処設備が使用される条件下に おける健全性に関する説明書に影響を 与えるものではないことから,既認可 の設計及び工事の計画に添付した説明 書から変更はない。 なお,要目表に記載する機器等が通常 運転時,設計基準事故時等に機能を要 求される状況で所要の機能が発揮でき る設計であることを確認している。
原	子炉冷却系統施設			1	
1	原子炉冷却系統施設 に係る機器の配置を 明示した図面及び系 統図	14 条 15 条 27 条 28 条 32 条	 ・第4-3-1-1-1図 【設計基準対象施設】残留熱除去系系統図(1/3)(残 留熱除去系その1) ・第4-3-1-1-2図 【設計基準対象施設】残留熱除去系系統図(2/3)(残 留熱除去系その2) ・第4-3-1-5-4図 残留熱除去系 機器の配置を明示した図面(その4) 	無	弁体の取替であり,弁の位置は変更し ないことから既認可の設計及び工事の 計画に添付した本図面から変更はな い。
2	耐震性に関する説明 書(支持構造物を含め て記載すること。)	5条	・VI-2-5-4-1-4 管の耐震性についての計算書(残留熱除去系)	無	E11-F004A, B の修理工事は,同仕様(材 料,寸法,重量)の弁体への取替であ り,建設時に作図した製作図面(現在 も変更なし)に基づき弁体の製作を行 うため,耐震計算書のインプットデー タである当該弁の重量,弁本体の寸法 および支持構造物の位置等について弁 体取替に伴う変更はないことから,本 計算書の変更はない。(別紙2参照)

	用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	既認可からの 添付書類の変 更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
3	強度に関する説明書 (支持構造物を含め て記載すること。)		・Ⅵ-3-3-3-3-1-4 弁の強度計算書(残留熱除去系)	有	E11-F004A, B の修理工事に伴い, 取替た 弁体が構造強度を満足することを確認 する必要があるため, 評価を実施する。 (別紙3参照)
		17 条 27 条	・VI-3-3-3-3-1-5-2 管の応力計算書(残留熱除去系)	無	E11-F004A, B の修理工事は,同仕様(材 料,寸法,重量)の弁体への取替であ り,建設時に作図した製作図面(現在 も変更なし)に基づき弁体の製作を行 うため,耐震計算書のインプットデー タである当該弁の重量,弁本体の寸法 および支持構造物の位置等について弁 体取替に伴う変更はないことから,本 計算書の変更はない。(別紙2参照)
4	構造図	15 条 27 条 28 条 32 条	・第4-3-1-4-3図 E11-F004A, B, C構造図	有	残留熱除去系主要弁の要目表の記載事 項は,同仕様の弁体への取替であり, 構造の変更は伴わないが,主要寸法を 追記するため変更するもの。(別紙4参 照)
5	設計及び工事に係る 品質マネジメントシ ステムに関する説明 書	_	・VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関す る説明書	無	残留熱除去系主要弁の要目表の記載事 項は,設計に係る品質管理の方法によ り行った管理の実績又は行おうとして いる管理の計画並びに工事及び検査に 係る品質管理の方法,組織等について の具体的な計画に変更はないことか ら,既認可の設計及び工事の計画に添 付した本説明書から変更はない。
			・VI-1-10-4 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画 原 子炉冷却系統施設	有	残留熱除去系主要弁の要目表の記載事 項は,弁体取替に伴い,調達管理を実 施することから,本説明書を変更する。 (別紙5参照)

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-1-1-4-3-3-1-5 設定根拠に関する説明書(残留勢除去系 主要弁(常設))】

本 王 举	心に関する説明書(残留熱除去系 主要弁(常設))】	
変 更 前	変更後	備考
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)		
 20 0000 (今和 3 年 12 月 23 日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) 30 0000 (公司 2 月 23 日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) 31 0000 (公司 2 月 2 月 2 月 2 月 2 月 2 月 2 月 1 月 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1	変更後 変更後 VI-1-1-1-3-3-1-5 設定根拠に関する説明書 (残留熱除去系 主要弁(常設))	備 考 変更なし

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-1-1-4-3-3-1-5 設定根拠に関する説明書(残留熱除去系 主要弁(常設))】

【凡例】 —— : 比較表の変更前後の相違箇所

変 更 前	変更後	備考
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)		
	名 麻 E1 最高使用压力 MPa 最高使用温度 C 個 数 ICDE MPa 風 数 ICDE MPa (#20) 10 1022(現地] 10 1025(現地] 11(10004, B, C (2), E267 (1474) (#20) 12 1030(*314), IGE1(特許比不系 B系社入配管合流点、「回、(2014)(*434	子炉格納容器配管貫通部(X-31B)」及び i(X 31C)」に設置される通常閉の弁であ 引する。),(B),(C)によりサプレッションチェン として設置する。 最高使用温度は,原子炉圧力容器の最高 最高使用温度は,原子炉圧力容器の最高 工学的安全施設起動(作動)信号によ

<残留熱除去系主要弁(E11-F004A,B)構造図>

本資料は建設時に作図された設計図書であり,現在の最新版である。今回取替る弁体は本図面に基づき既認可済の弁体と同仕様(材料,寸法,重量) で製作しているため,令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画の添付書類(「管の耐震性についての計算書 (残留熱除去系)」および「管の応力計算書(残留熱除去系)」)へのインプットデータである弁総重量,弁本体の寸法および弁に設置している支持構 造物の位置等について変更はない。

:重量記載箇所

	変更前		変更後	備考	; ;
(13年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)				
	VI-3-3-3-3-1-4 弁の強度計算書(残留熱除去系)		VI-3-3-3-3-1-4 弁の強度計算書 (残留熱除去系)	変更なし	
0.2 @ VI-3-3-3-1-4 R 0		O2 変二 개-3-3-1-4 R0			
U		0			

【凡例】 —— : 比較表の変更前後の相違箇所

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-3-3-3-3-1-4 弁の強度計算書(残留熱除去系)】

		調査	08+2	0 B -1	-1	DB-1	編編 第一日 第一日 第一日 第一日 第一日 第一日 第一日 第一日 第一日 第一日	ž E11-F004A, B
		世間会		1	1	Т	- - - - - - - - - -	 ■ 追加に伴う し。
		雷 植尾头	設計,違設規格 又は告示	設計,違設規格 又は倍示	設計,違設規格 又は借示	設計,違設規格 又は告示		
		施設時の 適用規格	S55告示	S66告示	S55件示	S55告示	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	56 AB 9955
		既工器に おける 評価結果 の有無	浙	山	重	単	王朝 (1995年) (1997) (1997) (1997) (#
		# 월일			T	Г		1
R 1		55 %f 55 %f (123) (123)		1	T	E		1
		ッフナ+82 油 (国) (C)	-	302	302	302	3-1-4	88
-3-3-3		条件 28条 (M ^a)	52 8	8,62	10.40	8, 62	Ket Part	23 ad
© VI-3-3-3-3-1-4		条件 フッズ 白油	漸	*	*	兼		# 2 *
@ 05		88 25 2	1	1	I	E	ネ 1 - トゥ 2 - ト	
0		7寸るか 18 クラス	0B-2	DB-1	08-1	08-1		
		9 9 スプット 単位時 検諾 クラス	DB-2	08-2	DB-2	DB-2	田の拡大 クラスケッシュ クラスケッシュ クラスケッシュ 2-2 10-2 10-2 10-2	 第一部項目の拡大により範囲の拡大により
		シェク ゴーン 第 ノン	R		÷	ά°.		
		施設時の 技術基準 に対象に かる施設 の一の の の の の 、 ク	*	*	#	بة	の新い賞が。 1 2	
		配。新設に設置 地球になる。 を	既設	1E.12	既設	既設		^{建設}
	·評価条件整理表	凝	E11-F00SA, B	E11-F016A, B	E11-F0184, B	E11-F021		E11-1921 BER 4 注記 第二子 第子 第一件 第二子

【凡例】 —— : 比較表の変更前後の相違箇所

(令和3年12月)	23 日付けで			工事の計画	前の添付書	類)				変更着	後				備	考
 (令和3年12月) 1.1 設計仕様 機器の 弁番号 E11-F016A, B E11-F018A, B E11-F021 		変 更 認可された 呼び径 (A) 350 300 100	設計及び	工事の計画 7 ラス1弁	系統:残	類)	O2	 1.1 設計仕様 検器のE 弁番号 E11-F004A, B E11-F016A, B E11-F021 	X分 種類 止め弁 止め弁 止め弁	変更 呼び径 (A) 250 350 300 100		クラス1弁 杉 赤赤た SCPH2 SCPH2 SCPH2 SCPH2		<u>度留熱除去系</u> ボルト	備 E11-F004A,I 追加に伴う し。	
			枠囲み	の内容は商業機密	:の観点から公開	できません。					16002	の内容は商業機	織の網点から、外	町できません		

27

【凡例】 — : 比較表の変更前後の相違箇所

変 更 後	備考
	E11-F004A,Bの計算書 追加に伴う記載見正 し。

【凡例】 — : 比較表の変更前後の相違箇所

											(从小交叉的区外间建固))
変 更 前						変更	後				備考
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)											
変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	VI-3-3-3-1-4 R 0	m 3.00 入丁: (C) デ卵 奈箱の形:	ク応力強さ n 0,20 S 。 (知Pa) 416 268 205 m m s 数 第 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	A。 0.66	累積係数) C_{5} 0.96 K_{*} - - - - - - - -	告示第501	年番号 9 a) 3 a) 0 8 4 N, 1 弁体の一次応	S == (Pa)	N.,	2020	備 考 E11-F004A, Bの計算 追加に伴う記載見可 し。
		弁箱の形:	状規定 設計	十・建設	現格		弁体の一次応	力評価			
	3-3-	r 1	(mr	um)			材料			SCPH2	
	1-3-	r 2	(mr	um)			形式			W2	
		0.3 • t	(m	uu)			Р		(MPa)	8,62	
	1 I ※	0.05 · t	(mr	(mr			P. (P., P	2)	(N)		
		0.1 • h	(mr	m)			h		(mm)		
	02	d n/d m					a		(mm)		
		評価:	r 1≧0.3 •	t			b		(mm)		
			$r_2 \ge Max$ (0	0.05 · t	, 0.1 · h)		σ		(MPa)		
			d _a				1.5 • S		(MPa)	188	
			$\frac{d_n}{d_m} \leq 2$				評価: σ p	≤1.5 • §	S _m		
				2	よって十分で	ある。				よって十分である。	
										10	
							<u>枠開み</u> 4	の内容は	宝商業機密の	現在から公開できません。	

【凡例】 —— : 比較表の変更前後の相違箇所

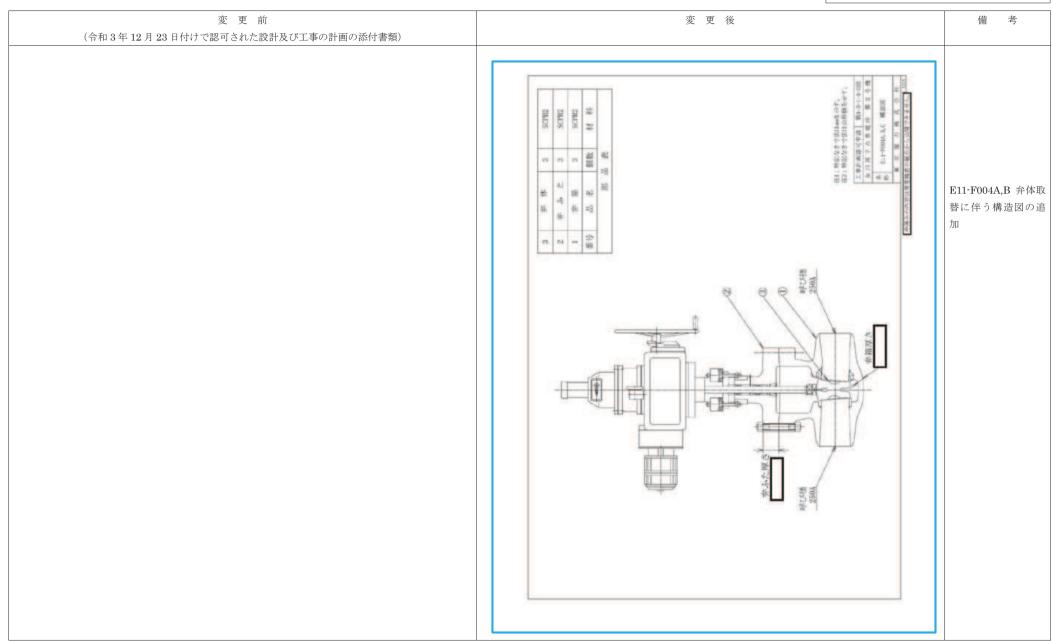
変更前	変 更 後	備考
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)		
	<page-header><page-header><page-header><page-header><page-header><page-header></page-header></page-header></page-header></page-header></page-header></page-header>	E11-F004A,Bの計算 追加に伴う記載見 し。

【凡例】 ——— : 比較表の変更前後の相違箇所

変更前	変 更 後	備考
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)		E11-F004A,Bの計算書 追加に伴う記載見直 し。

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【E11-F004A, B, C 構造図】

【凡例】 ——— : 比較表の変更前後の相違箇所



女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-1-10-4 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画 原子炉冷却系統施設】

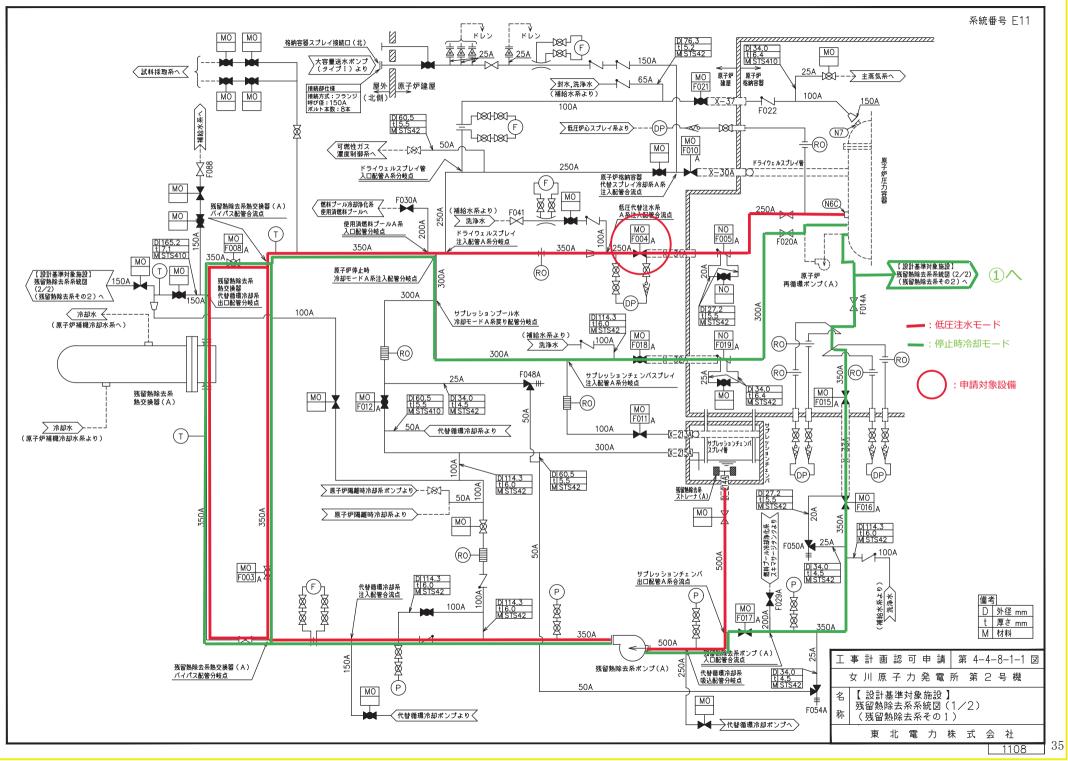
亦	亦	
	a x la	加一行
変更前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) VI-1-10-4 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画 原子知冷却系統施設	変 更 後 VI-1-10-4 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画 原子炉冷却系統施設	備考 変更なし

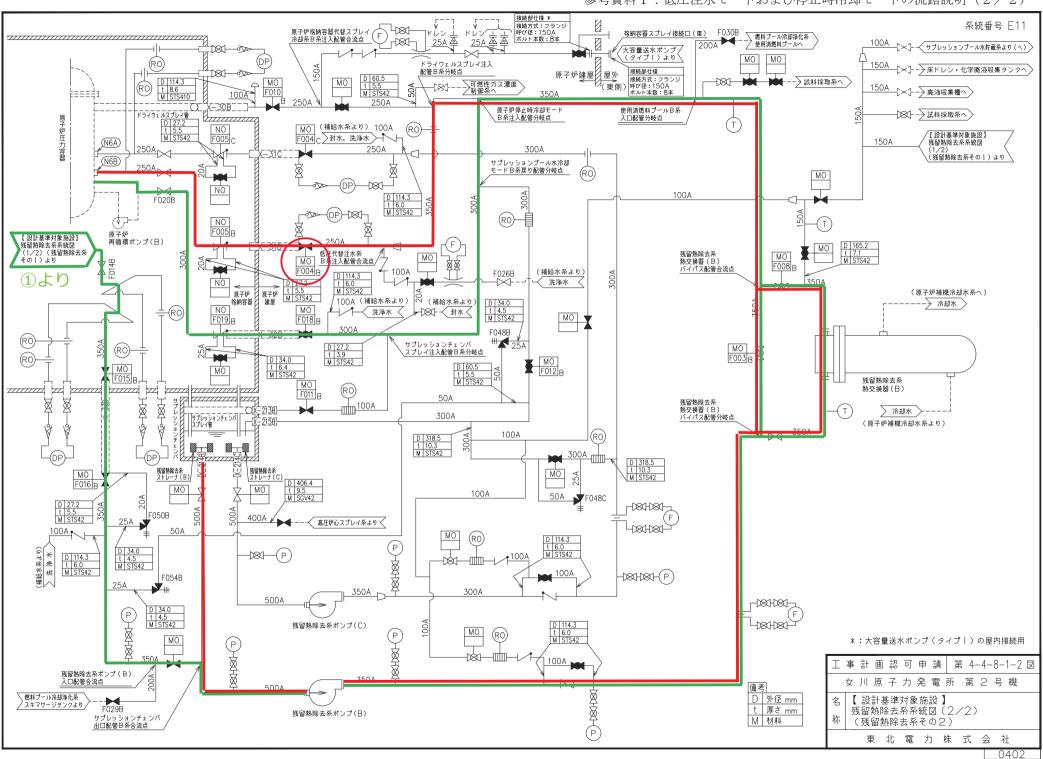
女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-1-10-4 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画 原子炉冷却系統施設】

【凡例】 _____: 比較表の変更前後の相違箇所

נד)	和 3	年	12月23日(変 更 前 すけで認可された設計及び	バ工事	の計	画の溺	〔付書類〕	変更後	備考
				O 2 ⑥ W-1-10-4 R 2				様式-9	O2 変二 VI-I-10-4 R0	
発電用用・子が発起の種類	設備区分	系統	機器区分	4435 F,	オレード	「7.3 設計開発」の適用有無 係安規定	「7.4 調達」の適用有無 品質マネジメントシステム計画 保安規定	a +	様式ー9 適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績 (設備関係) 適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績 (設備関係) 変更 原用 手が可能 数 の 育業 目 目 目 目 目 目 目 目 目 目 目 目 目 の の の た 目 目 の の の た ー 目 の の の た ー 目 の の の た ー 目 の の の た ー 目 の の の た ー 目 の の の ・ こ 日 の の の こ 日 の の の こ 日 の の の こ 日 の の の こ ろ 日 の の の ろ の の の ろ の の の ろ の の の ろ の の の の ろ の の の ろ の の の の ろ の の の の の の ろ の	E11-F004A,B 弁体取 に伴い,調達管理を 施することから,本
	原子炉冷却材の循環設備	抽気系	主紀堂	 MEF 1990年 2015年10日の10日日 ・低圧第一ビンー低圧第2 絵木加熱器 ・低圧第一ビンー低圧第1 絵木加熱器 N36-F022A, 8〜用子印絵木ポンプ駆動用高気タービン 	を実施してい 死設設備であ を実施してい 死設設備であ を実施してい 死設設備であ を実施してい 死設設備であ を実施してい 死設設備であ	る。 り、当時の調: る。 り、当時の調: る。 り、当時の調: る。 り、当時の調:	連管理に基づ 連管理に基づ 連管理に基づ 連管理に基づ 連管理に基づ			明書を変更する。
			熱交換器 ポンプ	代留新絵志系先交換置(3) 代留新絵志系先交換置(3) 代留新絵志系ポンプ(3) 代留新絵志系ポンプ(5) 代留新絵志系ポンプ(5) 代習新絵表ポンプ(5)	を実施してい 死設設備であ を実施してい 死設設備であ を支援してい 死設設備であ を支援してい 死設設備であ を支援設備であ を支援設備であ を支援してい の た の た の た の た の た の た の た の の あ た の た の の の の あ た の の の の の た の の の の の た の の の の の た の の の の の た の の の の の の の の の の の の の	り、当時の課 る。 り、当時の課 る。 り、当時の課 る。 り、当時の課 る。 り、当時の課 る。	達管理に基づ 連管理に基づ 連管理に基づ 連管理に基づ 連管理に基づ			
			ろ過装置 安全弁及び逃ぶし弁	ス国のBALLAR パトレーナ(G) 費留熱除去系ストレーナ(G) E11-F08A E11-F08B E11-F08G	主実施してい 死設設備であ 主実施してい 死設設備であ 主要設設備であ 主要設設備であ 主要設設備であ 主要設設備であ 主要設設備であ 主要設設備であ 主要設設備であ 主要認してい	<u>る。</u> り、当時の濃 <u>る。</u> り、当時の濃 る。 り、当時の濃 る。 り、当時の濃	達管理に基づ 達管理に基づ 達管理に基づ 達管理に基づ 達管理に基づ			
是午野治理希戴麗政	残留熱除去設備	瑪留熱除去系		E11-P004, 8 E11-P054, 8 E11-P054, 8 E11-P054, 8, C	を実施してい 死設設備であ を実施してい 死設設備であ を実施してい れ収収備であ	る。 り,当時の調: ろ。 り,当時の調: ろ。 2,当時の調: ろ。 り,当時の調:	建管理に基づ 連管理に基づ 連管理に基づ 連管理に基づ 連管理に基づ			
			主要弁	E11-P0106.B E11-P0114.B E11-P0124.B E11-P0154.B	き実施してい 死設設備であ き実施してい 死設設備であ を実施してい 死設設備であ き実施してい	る。 り、当時の調: る。 り、当時の調: る。 り、当時の調: る。	○ 建管理に基づ 連管理に基づ 連管理に基づ 連管理に基づ			
5.				E11-F0184.8 E11-F0184.8 E11-F021 E11-F021 E11-F022	き実施してい 死設設備であ を実施してい 死設設備でか を設設備でか を設設備でか を設設備でか を設設備でか を設設備でか を た設設備でか	<u>る。</u> り、当時の調: <u>る。</u> り、当時の調: <u>る。</u> り、当時の調: <u>る。</u> り、当時の調: <u>る。</u>	達管理に基づ 達管理に基づ 達管理に基づ 達管理に基づ 達管理に基づ		_	
			主紀管	残留熟除去系原子炉停止時沿却モード吸込配管分岐点 ~E11-F014A,B	を実施してい 死設設備であ を実施してい	る。 り、当時の調: る。 り、当時の調:				

参考資料1:低圧注水モードおよび停止時冷却モードの流路説明(1/2)





102 36

参考資料1:低圧注水モードおよび停止時冷却モードの流路説明(2/2)